



認知度の向上が求められる ASEAN 経済共同体

経済調査部 上席研究員 山中 崇
tyamanaka@iima.or.jp

1. 進捗が遅い ASEAN 経済共同体創設

東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟 10 カ国は 2015 年末までに ASEAN 経済共同体（AEC）を発足させることで合意している。これにより、ASEAN 自由貿易地域（AFTA）から「モノ、サービス、投資、熟練労働力の自由な移動、さらに資本のより自由な移動」が行われる地域へと、統合が深化することになる。

しかし、統合期限まで 2 年を切ったにもかかわらず、その進捗は緩慢である。2013 年 4 月に行われた ASEAN 首脳会議では、AEC の統合進捗度が 77% と発表されたが、サービス貿易の自由化、競争政策や知的財産権保護の制定など、残存分野の統合作業は難航が予想されており、期限内の統合達成が危ぶまれている。

アジア開発銀行（ADB）では、アジアの経済統合の現状に関する報告書を年 2 回公表しているが、こうした現状を踏まえて、2013 年 10 月発表の直近の報告書では、AEC を 2015 年中に完全な形で達成するのはきわめて難しいとの見解を示した上で、2015 年末は AEC 創設の「終了点（end-point）」ではなく「一里塚（milestone）」と位置付けるべきだとしている。

2. 低い ASEAN 経済共同体に対する認知度

AEC の進捗が遅い理由としては、ASEAN には欧州連合（EU）における欧州委員会のような統合に向けた推進機関がなく、権限の弱い事務局しか存在しないことなどがあげられているが、ASEAN の企業が AEC に関心がないことが統合の推進力を弱めているといった見方も一部にある。

この点で参考になるのが、ADB が 2013 年 12 月に東南アジア研究所（ISEAS）と共同で発表した AEC に関する調査報告書¹である。その中に、ASEAN の企業に対して実施したアンケート調査の結果が示されている。同調査は、マレーシアを除く ASEAN 9 カ国の 381 社に対して、各国のコンサルタントを通して行われたもので、調査期間は 2011 年末から 2012 年 3 月までとなっている。

同アンケート調査では、「2015 年末に AEC が創設されることを知っているか」という問いに対して、55% の企業が「いいえ」と回答しており、ASEAN の企業の多くが AEC

¹ Asian Development Bank, “The ASEAN Economic Community: A Work in Progress”, December 2013

について知らず、関心が薄いことを裏付ける内容となっている（図表 1）。興味深いことに、国別では、後発 ASEAN であるカンボジア、ラオス、ミャンマーでの認知度が高いのに対して、シンガポール、フィリピン、インドネシアなど先発 ASEAN 諸国における認知度が低くなっている。

図表 1. AEC に対する認知度

| （「2015年末にAECが創設されることを知っているか」という問いに対する回答の構成比、%） | 無回答 | いいえ | はい |
|--|-----|-----|----|
| ブルネイ | 11 | 70 | 19 |
| カンボジア | 0 | 26 | 74 |
| インドネシア | 0 | 77 | 23 |
| ラオス | 0 | 28 | 73 |
| ミャンマー | 0 | 36 | 64 |
| フィリピン | 0 | 80 | 20 |
| シンガポール | 0 | 86 | 14 |
| タイ | 0 | 30 | 70 |
| ベトナム | 0 | 76 | 24 |
| 全 体 | 1 | 55 | 44 |

（資料）ADB

ちなみに、AEC よりも、ASEAN と域外国（オーストラリア・ニュージーランド、中国、インド、韓国）との間で結ばれた「自由貿易協定（FTA）」の方が認知度は高い。特に、中国との間の FTA に対する認知度は高く、ラオス、ミャンマーの 2 カ国を除くすべての国で AEC を上回っている（図表 2）。

図表 2. AEC と FTA の認知度比較

| （知っていると回答した企業の割合、%） | AEC | FTA | | | |
|---------------------|-----|------|----|-----|----|
| | | 豪・NZ | 中国 | インド | 韓国 |
| ブルネイ | 19 | 35 | 50 | 15 | 41 |
| カンボジア | 74 | 43 | 81 | 58 | 71 |
| インドネシア | 23 | 30 | 57 | 25 | 30 |
| ラオス | 73 | 40 | 50 | 35 | 38 |
| ミャンマー | 64 | 31 | 62 | 40 | 48 |
| フィリピン | 20 | 63 | 80 | 60 | 54 |
| シンガポール | 14 | 52 | 72 | 69 | 45 |
| タイ | 70 | 67 | 83 | 67 | 51 |
| ベトナム | 24 | 57 | 71 | 51 | 61 |
| 全 体 | 44 | 46 | 67 | 45 | 49 |

（資料）ADB

なお、AEC に対する企業の認知度は、当然ながら、当該企業と AEC との関わりが深いほど高くなっている。アンケート調査では、ASEAN の経済統合により「ASEAN へ

の輸出・投資が増加した」、「ASEAN からの安価な輸入品が増えた」、「ASEAN の多国籍企業との競争が増えた」、「収益が増加した」と回答した企業で、AEC に対する認知度が高くなっている。このように、AEC に対する認知度の低さは、ASEAN の経済統合が進んでいないことの裏返しという面もある。

3. 政府による広報努力が重要

AEC の認知度の低さは、ASEAN 各国政府の努力不足によるところが大きい。企業の主な情報入手経路に関する設問では、インターネットが 42%、政府が 28%、同業者団体が 23%、取引相手が 30%、マスメディアが 28%となっており、多くの企業が情報の入手を主にインターネットに頼っている。ただし、インターネットを主な情報入手経路と回答した企業の AEC に関する認知度が低い一方、政府と回答した企業の認知度は高く、企業への情報提供では政府の広報努力が重要であることが示唆されている。

アンケート調査は、AEC に対する認知度の低さの他に、ASEAN の経済統合が進まない背景にも企業の情報不足があることを示している。例えば、他の ASEAN 諸国での事業展開を妨げている障害は何かという設問では、「国によって異なる規制の基準」、「過剰な規制」に続いて「外国のビジネス環境に関する情報不足」が 3 番目に多い回答となっている（図表 3）。また、ASEAN では AFTA により既にほとんどの関税が取り除かれているにもかかわらず、依然として 3 分の 1 の企業が関税障壁を障害としてあげている。これは、特惠関税そのものに関する情報、特惠関税の煩雑な手続きをこなすのに必要な情報が伝わっていないために、企業が関税障壁と回答したためとみられる。実際、企業に AFTA の低関税率を利用したことがあるかどうか尋ねたところ、23%の企業しか利用しておらず、利用していない企業の 39%が「低関税率の存在を知らない」、8%の企業が「低関税率を利用するための情報を見つけることが出来ない」と回答している。

図表 3. 他の ASEAN 諸国で事業を行う際の障害

| 障 壁 | 回答企業の割合(%) |
|--------------------------|------------|
| 関税障壁 | 33 |
| 異なる規制の基準 | 41 |
| 外国人投資家への差別 | 9 |
| 過剰な政府規制と官僚主義 | 38 |
| 言葉の障壁 | 24 |
| 他のASEAN諸国のビジネス環境に関する情報不足 | 35 |
| インフラ不足 | 22 |
| 二重課税 | 23 |
| 競争政策の欠如 | 16 |
| 脆弱な知的財産権 | 19 |

(資料) ADB

以上、ADB のアンケート調査結果を踏まえると、今後、ASEAN が AEC に対する認知度を引き上げ、経済統合を進めるためには、各国政府による企業への関連情報の提供や、支援体制（AEC 活用のためのノウハウ教示や企業のバックアップなど）の拡充が重要であると思われる。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2014 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>